

## 船舶事故調査報告書

平成25年1月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年7月16日 03時47分ごろ
発生場所	長崎県対馬市比田勝港内 比田勝港 雷 埼灯台付近 （概位 北緯34°39.2′ 東経129°28.8′）
事故調査の経過	平成24年7月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十一大祐丸、199トン 126638、大濱漁業株式会社 39.80m (Lr) × 7.55m × 3.65m、鋼 ディーゼル機関、860kW、昭和59年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和63年10月6日 免状交付年月日 平成20年5月19日 免状有効期間満了日 平成25年10月5日
死傷者等	軽傷 2人（一等機関士及び機関員）
損傷	本船 船首上部外板に凹損及び破口、船首船底部に凹損及び亀裂 比田勝港雷埼灯台 土台コンクリート部分に欠損
事故の経過	<p>本船は、船長、一等機関士及び機関員ほか6人が乗り組み、比田勝港港内の西泊を僚船4隻と共に出港し、船長が、手動操舵に当たり、0.5マイルレンジとしたレーダー及びGPSプロッターを使用していたものの、それらの航海計器をいちべつしたのみで、先行する灯船の灯火を追って航行した。</p> <p>船長は、先行する灯船が右転するのを認めたので、船尾方付近を航行していた網船の状況を見たのち、右転しようとして前方を見たところ、至近に比田勝港雷埼灯台（以下「雷埼灯台」という。）の灯光を認め、平成24年7月16日03時47分ごろ、本船が、約5.0ノットの速力で雷埼灯台近くの干出岩に乗り揚げるとともに、船首部が同灯台の土台に衝突した。</p> <p>本船は、後進をかけて離礁し、自力で帰港したのち、負傷した一等</p>

	<p>機関士及び機関員を病院に搬送した。</p> <p>一等機関士は頭部及び左手打撲等と、機関員は左側腹部打撲とそれぞれ診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約4m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約96cm</p>
その他の事項	<p>本船は、網船1隻、灯船2隻及び運搬船2隻の合計5隻で構成する大中型まき網漁業船団の運搬船であり、前方に灯船が、後方に網船が連なってそれぞれ出航していた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.3m、船尾約3.5mであった。</p> <p>比田勝港港口にある雷埼付近には、民家や照明施設がなく、干出岩が拡延しており、その先端に雷埼灯台が設置されていた。</p> <p>雷埼灯台の灯質は、単閃赤光の毎3秒に1閃光であった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、比田勝港を出航中、船長が、前方を航行していた僚船の灯火を見て航行したことから、右転しようとして前方を見た際に雷埼灯台の灯光に接近していることに気付き、雷埼灯台近くの干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、比田勝港を出航中、船長が前方を航行していた僚船の灯火を見て航行したため、雷埼灯台近くの干出岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間、干出岩上に設置された灯台近くを航行する場合には、レーダーやGPSプロッターを使用して灯台との位置関係の確認を厳重に行うこと。</li> </ul>